

# 令和6年度 京丹後市奨学金 申請のための手引き

提出期間：令和6年6月3日（月）  
～6月28日（金）

## 【奨学金の種類】

### ○給付奨学金

- 〈対象者〉 大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程及び一般課程）、  
高等専門学校（4.5年）に在学する人
- 〈給付額〉 市民税非課税世帯 月額12,000円  
市民税所得割非課税世帯 月額10,000円  
※生計維持者の課税状況を確認ください。
- 〈給付時期〉 令和6年度に申請し、令和6年度中に給付

### ○貸付奨学金（修学支援金）〈無利子〉

- 〈対象者〉 大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）、  
高等専門学校（4.5年）に進学を希望する人
- 〈貸付額〉 年額 100万円以内（正規の修業年限の範囲内で貸付け）
- 〈貸付時期〉 令和6年度に予約申請し、翌年令和7年度に貸付け

### ○貸付奨学金（入学支度金）〈無利子〉

- 〈対象者〉 大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）に進学を  
希望する人
- 〈貸付額〉 70万円以内（1回）
- 〈貸付時期〉 令和6年度に予約申請し、令和6年度中に貸付け

## 【問い合わせ先】

担当課	京丹後市教育委員会事務局 教育総務課
住所	〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226
電話番号	☎0772-69-0610（大宮庁舎）



## 目 次

京丹後市奨学金対象者チェック表	… P 1
-----------------	-------

### I 給付奨学金

給付奨学金の手続きの流れ	… P 2
1 対象者	… P 2
2 給付金額	… P 2
3 給付の決定	… P 2
4 給付時期	… P 3
5 申込み	… P 3
6 提出書類	… P 3
7 ほかの給付金との調整について	… P 3
<記入例>給付奨学金申請書	… P 4
<記入例>世帯状況申告書	… P 5
<参考様式奨学金(給付型)不支給証明書	… P 6

### II 貸付奨学金

①修学支援金の手続きの流れ	… P 7
1 対象者	… P 8
2 貸付金額	… P 8
3 貸付予約の決定	… P 8
4 貸付時期	… P 8
5 申込み	… P 8
6 提出書類	… P 9
7 連帯保証人	… P 9
8 返還	… P 9
9 ほかの奨学金との調整について	… P 10
②入学支度金の手続きの流れ	… P 11
1 対象者	… P 12
2 貸付金額	… P 12
3 貸付予約の決定	… P 12
4 貸付時期	… P 12
5 申込み	… P 12
6 提出書類	… P 13
7 連帯保証人	… P 13
8 返還	… P 13
9 ほかの奨学金との調整について	… P 14
<参 考>貸付奨学金返還モデル	… P 15
<記入例>貸付奨学金(修学支援金・入学支度金)予約申請書	… P 16
<記入例>世帯状況申告書	… P 17

### III 共通事項

○「経済的に困窮している世帯(家庭)」の認定基準	… P 18
○ 基準額の判定方法	… P 19
○ 課税証明書の手数料免除の申請方法	… P 20
○ 京丹後市奨学金(給付と貸付)の併給の注意事項・全体の流れ	… P 21



## 【京丹後市奨学金 対象者チェック表】

全ての項目に該当する方が対象となります。

### ○給付奨学金

市内に住所を有している（学生本人が修学のため住民票を移している人も含む。）	<input type="checkbox"/>
学校教育法に定める大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程及び一般課程）、高等専門学校（4、5年）に <u>在学</u> している。	<input type="checkbox"/>
生計維持者の市民税所得割が <u>0円</u> である。（令和6年度課税証明書にて確認） ※普通徴収（自営業、年金所得者など）のかたは、6月3日（月）※予定 以降に課税証明書を取得してください。	<input type="checkbox"/>
本年度において、他制度の給付型奨学金を受けていない。	<input type="checkbox"/>

### ○貸付奨学金（修学支援金）

市内に住所を有している（学生本人が修学のため住民票を移している人も含む。）	<input type="checkbox"/>
翌年度4月に学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）、高等学校（4、5年）への <u>進学</u> を希望している。	<input type="checkbox"/>
生計維持者の市民税所得割額と住民税所得割額とを合算した額が、募集要項（P.18）『貸付奨学金における「経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準額一覧』に該当している。（生計維持者が複数の場合は、それぞれの所得割額を合算した額を確認してください。）	<input type="checkbox"/>
成績要件 ・高等学校3年生の場合：高等学校1～2年の評定が平均水準（ <u>3.0</u> ）以上である。 ・浪人生の場合：高等学校1～3年の評定が平均水準（ <u>3.0</u> ）以上である。	<input type="checkbox"/>

### ○貸付奨学金（入学支度金）

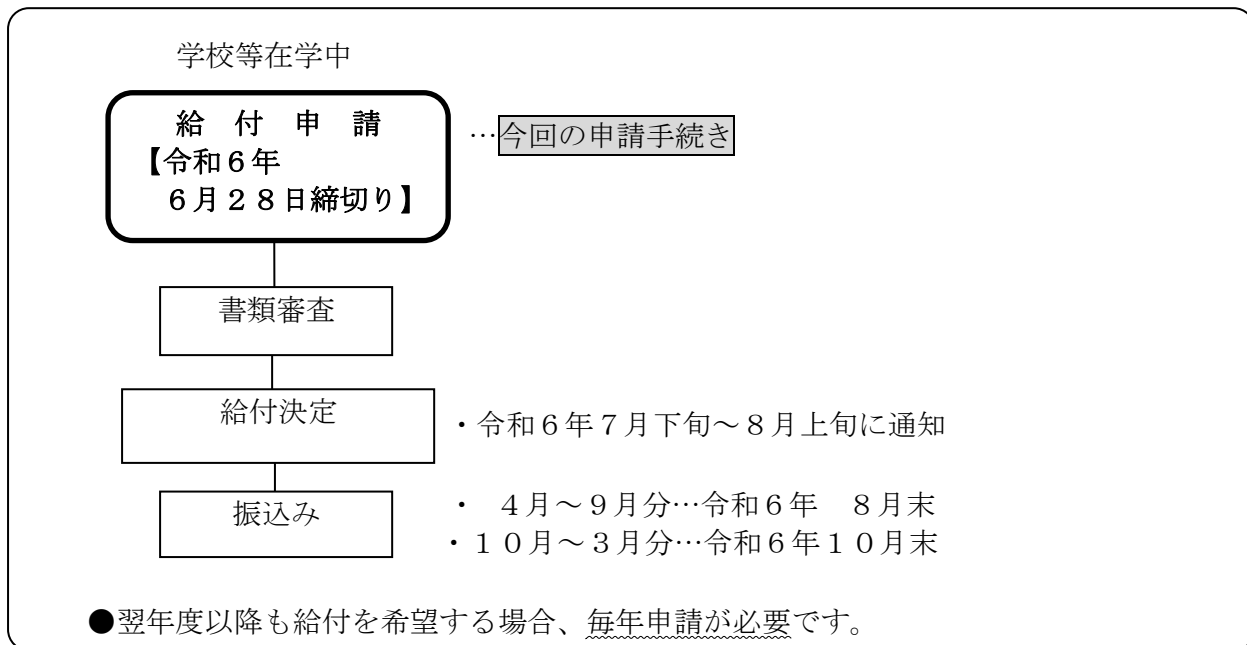
市内に住所を有している（学生本人が修学のため住民票を移している人も含む。）	<input type="checkbox"/>
翌年度4月に学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）への <u>進学</u> を希望している。	<input type="checkbox"/>
生計維持者の市民税所得割額と住民税所得割額とを合算した額が、募集要項（P.18）『貸付奨学金における「経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準額一覧』に該当している。（生計維持者が複数の場合は、それぞれの所得割額を合算した額を確認してください。）	<input type="checkbox"/>
成績要件 ・高等学校3年生の場合：高等学校1～2年の評定が平均水準（ <u>3.0</u> ）以上である。 ・浪人生の場合：高等学校1～3年の評定が平均水準（ <u>3.0</u> ）以上である。	<input type="checkbox"/>

# I 「給付奨学金」

・大学、短期大学、大学院、専修学校(専門課程及び一般課程)、高等専門学校(4.5年)に在学する人に対して給付する奨学金です。(返還不要)

※令和2年4月から拡充された国の給付型奨学金を受給している方は支給対象となりません。

手続きの流れ



## 1. 対象者

- (1) 市内に住所を有する人 (学生本人が修学のため住民票を移している人も含みます)
- (2) 市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯に属する人
- (3) 勉学意欲のある人
- (4) 学校教育法に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校第(4年・5年)、専修学校(専門課程又は一般課程)に在学する人
- (5) 令和6年度において他制度の給付型奨学金を受けていない人

※退学、停学、休学等により、修学しなくなったときは該当しません。

※過去に留年したことがある人は対象者になりません。(ただし、病気療養などによる場合は除く)

## 2. 給付金額

市民税非課税世帯に属する学生	月額 12,000円
市民税所得割非課税世帯に属する学生	月額 10,000円

※生計維持者(父母又は父母がいない場合は代わって家計を維持している者)の課税状況をご確認ください。

## 3. 給付の決定

京丹後市奨学金選考・検討委員会による選考を経て、予算の範囲内で給付の可否を決定します。

#### 4. 給付時期

- (1) 給付金は、前・後期の2回に分けて支給し、前期分は8月末、後期分は10月末に支給します。
- (2) 学生名義の口座へ振込みます。学生名義の口座がない場合は、学生名義の口座を作ってください。

#### 5. 申し込み

- (1) 令和6年6月3日(月)～6月28日(金)の17時15分までに、奨学金給付申請書・在学証明書・奨学金(給付型)不支給証明書(在学で証明をうけたもの)・令和6年度課税証明書・世帯状況申告書を添えて、教育委員会、各地域公民館または各市民局へお申し込みください。(奨学金給付申請書・募集要項は教育委員会、各地域公民館、各市民局窓口にあるほか、市のホームページ(<http://www.city.kyotango.lg.jp/>)からもダウンロードできます)
- (2) 毎年申請が必要です

#### 6. 提出書類

- (1) 奨学金給付申請書  
(申請書中「勉学に対する思い」欄は必ず申請者本人が記入して下さい。)
- (2) 申請者本人の在学証明書の原本(コピー不可 学年が記載されたもの)
- (3) 奨学金(給付型)不支給証明書(在学で証明をうけたもの)
- (4) 生計維持者(父母等) それぞれの令和6年度課税証明書(令和5年所得)
  - ・各市民局窓口にて申請してください。
  - ・証明してもらう本人以外の方が申請する場合は委任状が必要になります。(同一世帯の親族であっても委任状が必要となります。)
  - ・課税証明書については、同一世帯から2人以上の申請の場合1通分で結構です。(ただし、その旨奨学金給付申請書に明記しておいて下さい)
  - ・証明書の手数料については、次の方法により免除になります。 **20ページ参照**  
申請時に「税務証明交付・閲覧申請書」の使用目的欄の「その他」に「京丹後市奨学金申請」を記入していただくと同時に、「奨学金給付申請書」をご提示下さい。
  - ・普通徴収の方(自営業・年金所得者など)の課税証明書の発行は、6月3日(月) ※予定 からとなります。
- (5) 世帯状況申告書
  - ・申告書中「奨学金申請理由」欄は必ず申請者本人が記入し、家計状況について具体的に記入してください。

#### 7. 他の給付金との調整について

高等教育修学支援制度による給付型奨学金、他の機関・学校等が支給する奨学金を受けておられる場合は、京丹後市給付奨学金の支給対象となりません。(ただし、返済義務のある貸付金は除きます。)

##### 併用できない奨学金

- ・日本学生支援機構【給付】
  - ・在学が独自で行っている奨学金【給付】
  - ・その他都道府県又は団体等が行っている給付奨学金
- ※京丹後市奨学金の修学支援金【貸付】との同年併給はできません。 **23ページ参照**

《 記入例 》

奨学金給付申請書

様式第1号（第6条関係）

京丹後市長 様

令和6年6月24日

京丹後市奨学金の給付奨学金を受けたいので、京丹後市奨学金条例施行規則第6条の規定により申請します。

なお、京丹後市奨学金の給付奨学金を申し込むに当たり、給付決定の判定のために、私及び申込書類に記載する同一世帯員、親族について、市担当課が保有する住民基本台帳その他の公簿を閲覧することや、市が他制度の給付型奨学金受給状況について、私の在学学校等に照会することについて同意します。

申請者氏名 京丹後 二雄  
生計維持者  
住所 京丹後市大宮町口大野226  
氏名 京丹後 太郎  
電話番号 0772-69-0610

奨学金給付申請書

申請者住所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入敷ノ内 京都ハイム109	(ふりがな) 氏名 生年月日	きょうたんと じろう 京丹後 二郎 平成14年11月15日
学校名及び学部等	京丹後大学 文学部 第4学年		
所定の修学年限	4年	入学期日 令和3年4月	卒業予定期日 令和7年3月
申請区分	<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 月額12,000円 <input type="checkbox"/> 市民税所得割非課税世帯 月額10,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 新規申請・継続申請		
京丹後市奨学金と併給不可の給付奨学金	※すべての条件を満たす者が申請できます <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の給付奨学金を受給していない <input type="checkbox"/> 国や地方公共団体等の公的機関が行う給付型の奨学金を受給していない <input type="checkbox"/> 学校等が独自で行う給付型の奨学金を受給していない <input type="checkbox"/> 民間団体等が行う給付型の奨学金を受給していない		
◎添付書類	1 在学証明書(在学中のものに限る。) 2 生計維持者(父母又は父母がいない場合は代わって家計を支えている者)の市民税の課税証明書 3 世帯状況申告書(様式第2号) 4 他制度(在学学校等)における給付型奨学金の受給有無について証明する書類		
	※勉学に対する思いを書いてください。(100字以内)		

申請する日付を記入

学生が署名

生計維持者(父母等)が署名

学生の住民票がある住所を記入

学生の氏名・生年月日

前年度に給付を受けた人は「継続申請」を、そうでない人は「新規申請」を選択

世帯の課税証明書を確認して該当するほうにチェック

すべての項目にチェックが入るか必ず確認

在学学校に、6ページの参考様式で証明依頼。(学校任意の様式でも可)

勉学に対する思い・目標等を、100字以内で学生の自筆によって記入

※課税証明書は、生計維持者(父母)それぞれについて提出してください。

《 記入例 》 世帯状況申告書

様式第2号 (第6条及び第15条関係)

世帯状況申告書

本人氏名 京丹後 二郎

氏名	年齢	続柄	職業 (勤務先、学校名・学年)	府民税	市民税
				所得割額	所得割額
京丹後 二郎	17	本人	京丹後高校 3年	0 円	0 円
京丹後 太郎	48	父	京丹後教育会社	62,000 円	93,000 円
京丹後 花子	40	母	京丹後塾	198,000 円	297,000 円
京丹後 春子	20	姉	京丹後専門学校 3年	0 円	0 円
京丹後 夏子	15	妹	京丹後高校 1年	0 円	0 円
京丹後 うみ	72	祖母	無職	0 円	0 円

世帯の構成

\* (母子(父子)家庭 ・ 長期療養 ・ 身体障害 ) 該当事項を○で囲ってください

奨学金申請理由

申請者(学生)が、自分(世帯)の**経済状況**について具体的に**自分で**記載してください。

学生が署名

申請者(学生)と同一世帯の人全員を記入  
※学生本人も含む

勤務先(会社名)を記入

生計維持者(父母等)の  
市府民税所得割額の金額を記入

該当する場合は○で囲う

奨学金が必要な理由を具体的に学生の自筆によって記入  
(家計の状況・どのように生計が苦しいのかについて詳細に記入)

《参考様式》

奨学金（給付型）不支給証明書

この書類は、下記の学生が京丹後市給付奨学金を申請するに当たり、貴校が実施する同種（給付型）の奨学金を受給していないことを確認するため証明を願うものです。（貴校任意様式で証明いただくことも可能です。）

奨学金（給付型）不支給証明書

学生氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

学 科 \_\_\_\_\_

学 年 \_\_\_\_\_

上記の者には、2024年度（令和6年4月～令和7年3月）において、本校が実施する奨学金（給付型）を支給していないことを証明します。（又は、本校では、奨学金（給付型）制度はございません。）

年 月 日

\_\_\_\_\_  
(学校名)

\_\_\_\_\_  
印



## Ⅱ 「貸付奨学金」

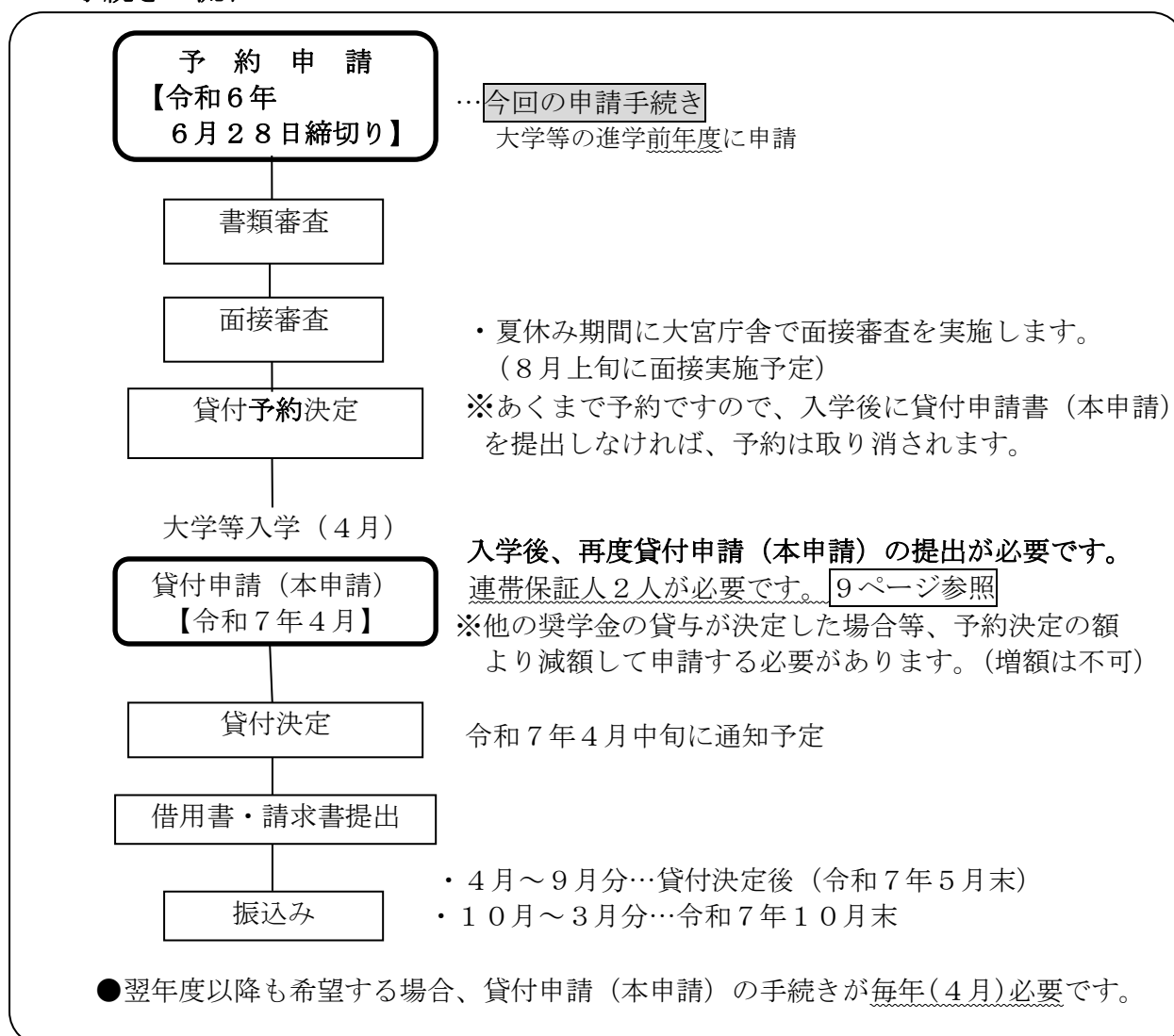
本制度は、勉学に意欲がありながら、経済的理由による就学困難なものに対し、教育機会を保障するために創設した京丹後市谷口謙未来応援基金により貸付けを行う制度です。趣旨を十分理解のうえ申請してください。

### ① 修学支援金（年額）〈無利子〉

・授業料その他修学に要する資金として、大学等に在学する間において貸付ける奨学金です。大学等進学前年度に予約申請し、大学等進学後に貸付けるものです。（要返還）

※採用決定された場合、毎年継続貸付申請を提出することで、正規の修業年限の間貸付けを受けることができます。（対象者の要件を満たす方のみ）また、貸付年度の予算成立をもって本決定を行いますので、予算不成立の際は貸付を行えない場合があります。

#### 手続きの流れ



## 1. 対象者

(1) 令和7年4月に次の大学等（学校教育法に定める学校に限る。）への進学を希望する人

- ・大学
- ・短期大学
- ・専修学校（専門課程及び一般課程）
- ・高等専門学校（4.5年）

(2) 市内に住所を有する人（学生本人が修学のため住民票を移している人も含みます）

(3) 経済的に困窮している世帯（家庭）

18ページ参照

(4) 勉学意欲のある人

- |   |          |                               |
|---|----------|-------------------------------|
| 〔 | 高校3年生の場合 | ：高等学校1・2年の評定が平均水準（3.0）以上の成績の人 |
|   | 浪人生の場合   | ：高等学校1～3年の評定が平均水準（3.0）以上の成績の人 |
- 〕

◆過去に大学等を卒業したことがある人は対象になりません。

## 2. 貸付金額

大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）、高等専門学校（4.5年）

年額 100万円以内

※日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与決定者については、その貸与額に応じて貸付額を減額調整します。10ページ参照

## 3. 貸付予約の決定

- (1) 書類審査を通過した人のみ面接審査に進むことができます。（面接8月上旬実施予定）
- (2) 京丹后市奨学金選考・検討委員会による選考を経て、予算の範囲内で貸付予約の可否を決定します。
- (3) 採用予定人数は2人です。

## 4. 貸付時期

- (1) 修学支援金は、前・後期の2回に分けて支給し、進学後の令和7年度に貸付けます。  
前期分：令和7年5月末 / 後期分：令和7年10月末
- (2) 学生名義の口座へ振込みます。
- (3)

## 5. 申し込み

- (1) 令和6年6月3日（月）～6月28日（金）の17時15分までに、貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書・学業成績証明書・令和6年度課税証明書・世帯状況申告書を添えて、教育委員会、各地域公民館または各市民局へお申し込みください。（申請書・募集要項は教育委員会、各地域公民館、各市民局窓口にあるほか、市のホームページ（<http://www.city.kyotango.lg.jp/>）からもダウンロードできます）

- (2) 通常、大学等入学後の新規申請はできません。入学前年度の申請のみ受付けています。
- (3) 貸付決定者で翌年度以降も貸付を希望する場合、毎年4月に申請書・在学証明書・成績証明書・課税証明書の提出が必要です。(所得基準額・成績基準を満たしている場合に限り、正規の修業年限の期間貸付けます。)

## 6. 提出書類

- (1) 貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書  
(申請書中「大学等への進学に対する思い・目標」欄は必ず申請者本人が記入して下さい。 [16ページ参照](#))
- (2) 世帯状況申告書  
・申告書中「奨学金申請理由」欄は必ず申請者本人が記入し、家計状況について具体的に記入してください。 [17ページ参照](#)
- (3) 学業成績証明書（高校で申請）
- (4) 生計維持者（父母等）それぞれの令和6年度課税証明書（令和5年所得）  
・各市民局窓口にて申請してください。  
・証明してもらおう本人以外の方が申請する場合は委任状が必要になります。(同一世帯の親族であっても委任状が必要となります。)  
・課税証明書については、同一世帯から2人以上の申請の場合1通分で結構です。(ただし、その旨申請書に明記しておいて下さい)  
・証明書の手数料については、次の方法により免除になります。  
申請時に「税務証明交付・閲覧申請書」の使用目的欄の「その他」に「京丹後市奨学金申請」を記入していただくと同時に、「貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書」をご提示下さい。 [20ページ参照](#)  
・普通徴収の方（自営業・年金所得者など）の課税証明書の発行は、6月3日（月）※予定 からとなります。

## 7. 連帯保証人

大学等入学後(4月)の貸付申請(本申請)時と、貸付決定後の借用書提出時に連帯保証人が2人必要です。1人は保護者、もう1人は生計が同一でない別世帯の方で、次の方は連帯保証人になれません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方  
(2) 現に京丹後市奨学金の給付又は貸付を受けている方(返還中の方も含む)

## 8. 返還

- (1) 貸付けが終了したときの手続き  
・貸付期間の満了や貸付決定の取り消しにより貸付けが終了したときは、奨学生は連帯保証人と連帯して支援金を返還していただきます。返還された支援金は、直ちに後輩の奨学金として活用しますので、趣旨を十分理解の上返還手続きを行ってください。  
・返還は、原則として卒業後6ヶ月の猶予期間を経て10年以内に、年賦、半年賦又は月賦により均等に返還していただきます。 [15ページ参照](#)  
・市が送付する納付書により、市が指定する金融機関等に支払っていただきます。

【納付場所】	{	京丹後市役所・各市民局 京都銀行 京都北都信用金庫 京都農業協同組合 京都府信用漁業協同組合連合会 但馬信用金庫 ゆうちょ銀行・郵便局
--------	---	---

- ・貸付けを受けた奨学金に利息はつきませんが、返還期日までに返還しなかったときは連帯保証人に連絡し、督促しますのでご注意ください。  
※詳細については、返還が開始するときに改めてお知らせします。

(2) 返還が困難なときの手続き

- ・次のときは、申請いただくことにより返還が猶予されます。  
※ 猶予とは、返還の時期を一定期間先延ばしすることです。
  - ① 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき
- ・奨学生の死亡又は心身の著しい障害により、貸付奨学金を返還することができなくなった場合は、連帯保証人が返還することとなります。なお、状況により全部または一部の返還が免除される場合もあります。

9. ほかの奨学金との調整について

- ・日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）に採用決定された場合、日本学生支援機構からの貸与を優先することとし、市の貸付額の減額を行います。  
その場合、入学後に貸付申請書（本申請）を提出する際に、日本学生支援機構の貸与額（年額分）を減額して申請する必要があります。
- ・その他の理由でも、予約決定額より貸付額を減らすことができますのでご相談ください。（ただし、予約決定の額より増額して申請することはできませんのでご注意ください。）

【例】 4月に日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）に予約申請をした場合

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 6月      | 京丹後市に修学支援金100万円の予約申請をする                                |
| ② 9月      | 京丹後市から修学支援金100万円の予約採用通知を受け取る                           |
| ③ 10月～12月 | 日本学生支援機構から第一種奨学金貸与決定の通知を受ける                            |
| ④ 次年度4月   | 京丹後市から予約採用された100万円から、日本学生支援機構の年額分を引いて京丹後市に貸付申請（本申請）をする |

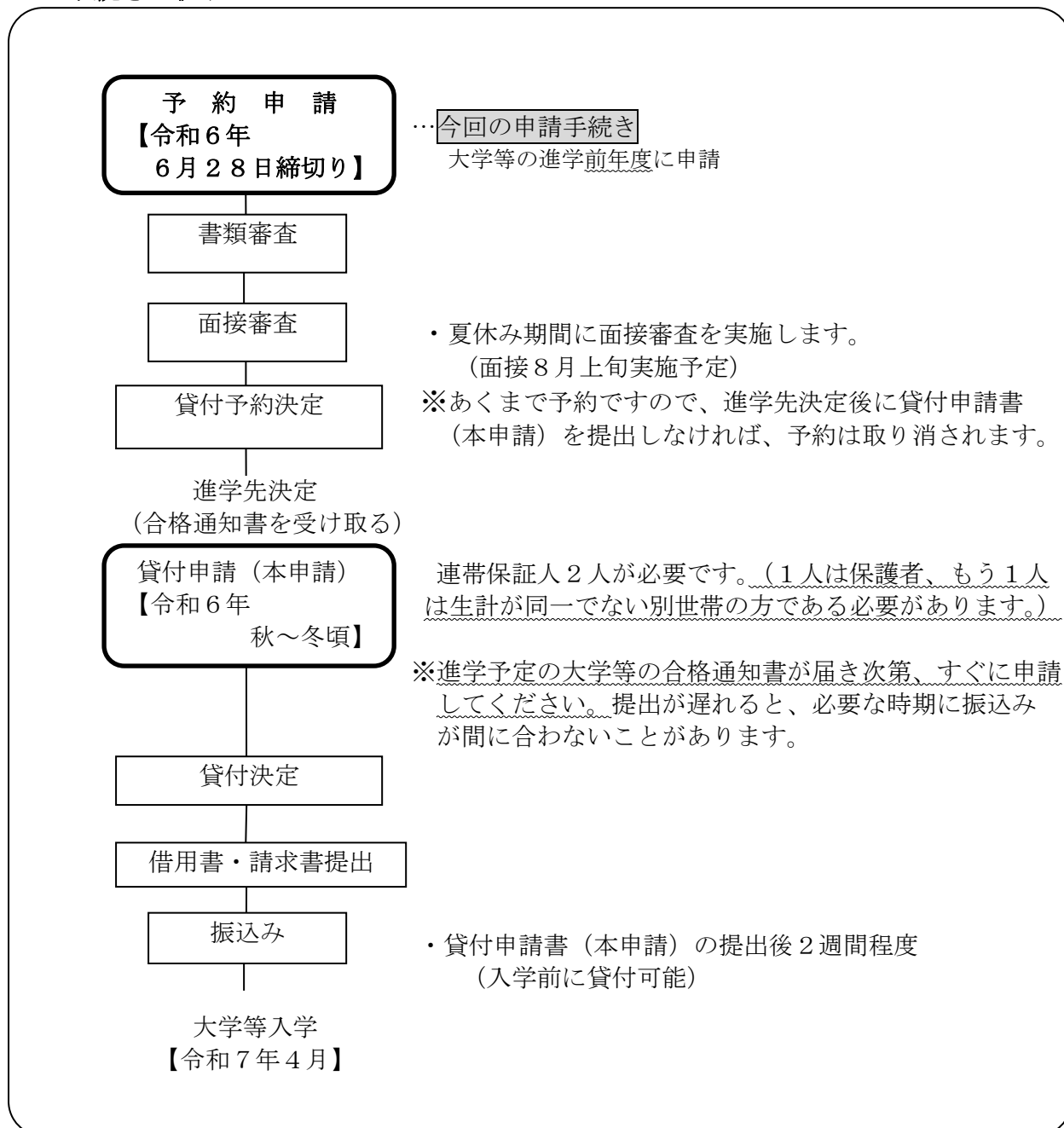
※進学後に提出する貸付申請書には、100万円ではなく、日本学生支援機構の年額分を引いた金額で申請していただきます。

（京丹後市に100万円予約申請し、その後日本学生支援機構から40万円の第一種奨学金貸与決定を受けた場合、入学後に京丹後市の貸付申請（本申請）では100万-40万=60万円を申請してください。）

## ②入学支度金<無利子>

・入学金その他修学に要する資金として、大学等進学前に貸付ける奨学金です。大学等進学前年度に予約申請し、大学等の進学が確定した時点で貸付けるものです。（要返還）

### 手続きの流れ



## 1. 対象者

- (1) 令和7年4月に次の大学等（学校教育法に定める学校に限る。）への進学を希望する人
  - ・大学
  - ・短期大学
  - ・専修学校（専門課程及び一般課程）
- (2) 市内に住所を有する人（学生本人が修学のため住民票を移している人も含みます）
- (3) 経済的に困窮している世帯（家庭） 18ページ参照
- (4) 勉学意欲のある人
  - 〔 高校生の場合 : 高等学校1・2年の評定が平均水準（3.0）以上の成績の人 〕
  - 〔 浪人生の場合 : 高等学校1～3年の評定が平均水準（3.0）以上の成績の人 〕

◆過去に大学等を卒業したことがある人は対象になりません。

## 2. 貸付金額

大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）	70万円以内
--------------------------	--------

## 3. 貸付予約の決定

- (1) 書類審査を通過した人のみ面接審査に進むことができます。（面接8月上旬実施予定）
- (2) 京丹後市奨学金選考・検討委員会による選考を経て、予算の範囲内で貸付予約の可否を決定します。
- (3) 採用予定人数は、5人です。

## 4. 貸付時期

- (1) 入学支度金は、進学先が決定後書類を提出いただいた後、2週間程度で貸付けます。
- (2) 書類の提出が遅れますと入学前に貸付けをすることができなくなりますので、進学先が決定後早急に手続きをしてください。
- (3) 学生名義の口座へ振込みます。

## 5. 申し込み

- (1) 令和6年6月3日（月）～6月28日（金）の17時15分までに、貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書・学業成績証明書・令和6年度課税証明書・世帯状況申告書を添えて、教育委員会、各地域公民館または各市民局へお申し込みください。（申請書・募集要項は教育委員会、各地域公民館、各市民局窓口にあるほか、市のホームページ(<http://www.city.kyotango.lg.jp/>)からもダウンロードできます）
- (2) 大学等入学後の申請はできません。入学前年度の申請のみ受付けています。

## 6. 提出書類

- (1) 貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書  
（申請書中「大学等への進学に対する思い・目標」欄は必ず申請者本人が記入して下さい。） [16ページ参照](#)
- (2) 世帯状況申告書
  - ・申告書中「奨学金申請理由」欄は必ず申請者本人が記入し、家計状況について具体的に記入してください。 [17ページ参照](#)
- (3) 学業成績証明書（高校で申請）
- (4) 生計維持者（父母等）それぞれの令和6年度課税証明書（令和5年所得）
  - ・各市民局窓口にて申請してください。
  - ・証明してもらう本人以外の方が申請する場合は委任状が必要になります。（同一世帯の親族であっても委任状が必要となります。）
  - ・課税証明書については、同一世帯から2人以上の申請の場合1通分で結構です。（ただし、その旨申請書に明記しておいて下さい）
  - ・証明書の手数料については、次の方法により免除になります。  
申請時に「税務証明交付・閲覧申請書」の使用目的欄の「その他」に「京丹後市奨学金申請」を記入していただくと同時に、「貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書」をご提示下さい。 [20ページ参照](#)
  - ・普通徴収の方（自営業・年金所得者など）の課税証明書の発行は、6月3日（月）※予定 からとなります。

## 7. 連帯保証人

大学等入学後（4月）の貸付申請（本申請）時と、貸付決定後の借用書提出時に連帯保証人が2人必要です。1人は保護者、もう1人は生計が同一でない別世帯の方で、次の方は連帯保証人になれません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 現に京丹後市奨学金の給付又は貸付を受けている方（返還中の方も含む）

## 8. 返還

- (1) 貸付けが終了したときの手続き
    - ・貸付期間の満了や貸付決定の取り消しにより貸付けが終了したときは、奨学生は連帯保証人と連帯して支度金を返還していただきます。返還された支度金は、直ちに後輩の奨学金として活用しますので、趣旨を十分理解の上返還手続きを行ってください。
    - ・返還は、原則として卒業後6ヶ月の猶予期間を経て10年以内に、年賦、半年賦又は月賦により均等に返還していただきます。 [15ページ参照](#)
- ただし、卒業するまでの期間、大学等に在学していることを確認するため、毎年度在学証明書を提出していただきます。なお、在学1年目は入学後速やかに在学証明書を提出してください。

- ・市が送付する納付書により、市が指定する金融機関等に支払っていただきます。

【納付場所】

- 京丹後市役所・各市民局
- 京都銀行
- 京都北都信用金庫
- 京都農業協同組合
- 京都府信用漁業協同組合連合会
- 但馬信用金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局

- ・貸付けを受けた奨学金に利息はつきませんが、返還期日までに返還しなかったときは連帯保証人に連絡し、直ちに督促しますのでご注意ください。  
※詳細については、返還が開始するときに改めてお知らせします。

(2) 返還が困難なときの手続き

- ・次のときは、申請いただくことにより返還が猶予されます。  
※ 猶予とは、返還の時期を一定期間先延ばしすることです。
  - ① 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき
- ・借受人の死亡又は心身の著しい障害により、貸付奨学金を返還することができなくなった場合は、連帯保証人が返還することとなります。なお、状況により全部または一部の返還が免除される場合もあります。

9. ほかの奨学金との調整について

※他の団体が実施する同種の入学支度金に採用決定された場合、他の団体が実施する制度からの貸与を優先することとし、市の貸付額の減額を行います。  
その場合、進学先決定後に貸付申請書（本申請）を提出する際に、他制度からの貸与額を減額して申請してください。  
その他の理由でも、予約決定額より貸付額を減らすことができますのでご相談ください。（ただし、予約決定の額より増額して申請することはできませんのでご注意ください。）

<例>入学支度金を70万円予約申請した場合

- |          |   |
|----------|---|
| ① 6月     | 京丹後市に入学支度金を70万円予約申請する                                   |
| ② 9月     | 市から入学支度金の貸付額が70万円で予約決定される                               |
| ③ 10月    | 他の支度金から50万円が貸与決定される                                     |
| ④ 10月～3月 | 市から予約決定された70万円から、他の制度の支度金貸与額50万円を引いた20万円を市に貸付申請（本申請）をする |





《参考》

## 貸付奨学金返還モデル

### 1 貸付額の例

	修学支援金	入学支度金
貸付額	100万	70万
貸付期間	4年間	1回
総 額	400万	70万

※翌年度以降の貸付申請については、大学等在学中に毎年度継続申請が必要です。

### 2 1の貸付額の場合、返還モデル

	修学支援金			入学支度金		
借用金額	400万			70万		
貸付け終了	令和11年3月（卒業）			令和11年3月（卒業）		
返還開始	令和11年10月 (卒業翌月から6ヶ月経過した月)			令和11年10月 (卒業翌月から6ヶ月経過した月)		
返還方法	月賦・半年賦・年賦			月賦・半年賦・年賦		
<b>【例】</b>	月賦（毎月返済）の場合					
返還期間	5年	8年	10年	5年	8年	10年
返還回数	60回	96回	120回	60回	96回	120回
1回あたり 返還金額 (円)	66,700 最終のみ 64,700	41,700 最終のみ 38,500	33,400 最終のみ 25,400	11,700 最終のみ 9,700	7,300 最終のみ 6,500	5,850 最終のみ 3,850
返還終了 年月	令和16年 9月	令和19年 9月	令和21年 9月	令和16年 9月	令和19年 9月	令和21年 9月

※修学支援金と入学支度金をどちらも借る場合、同時に返済がスタートします。

# 《記入例》 貸付奨学金(修学支援金・入学支度金)予約申請書

様式第6号(第15条関係)

京丹後市長 様

令和6年6月24日

申請する日付を記入

京丹後市奨学金の貸付奨学金を受けたいので、京丹後市奨学金条例施行規則第14条の規定により予約申請します。

なお、京丹後市奨学金の貸付奨学金を申し込むに当たり、貸付予定予約決定の判定のために、私並びに申込書類に記載する同一世帯員、親族について、市担当課が保有する住民基本台帳その他の公簿を閲覧することについて同意します。

申請者氏名 京丹後 二郎  
生計維持者(法定代理人) 氏名 京丹後 太郎

学生が署名

法定代理人(父母等)が署名

学生の住民票がある住所を記入

学生の氏名・生年月日

現時点で進学を希望している学校種にチェック(予定で結構です)

予約申請する区分を選択(両方選択可)上限額に注意してください

進学に対する思い・目標等を、自筆によって詳細に記入

裏面に続く

裏面に続きます。

貸付奨学金(修学支援金・入学支度金)予約申請書

申請者住所	〒629 - 2501 京丹後氏大宮町口大野226 電話番号 090 - 0000 - 0000	(フリガナ) 氏名 生年月日	きょうだんご じろう 京丹後 二郎 平成17年11月15日
学校名及び学部等	京丹後高等学校 第3学年		
卒業予定期日	令和7年3月 卒業見込み		
希望進学校	<input type="checkbox"/> 国公立の大学 <input type="checkbox"/> 私立の大学 <input type="checkbox"/> 国公立の短期大学 <input type="checkbox"/> 私立の短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校		
予約申請区分	<input type="checkbox"/> 入学支度金(上限70万円)	70万 円	【入学金その他進学に要する資金】
	<input type="checkbox"/> 修学支援金(上限100万円)	年額 100万 円	【授業料その他修学に要する資金】
◎添付書類 1 生計維持者(父母又はこれに代わる生計を一にする親族をいう。)の府民税・市民税の課税証明書 2 世帯状況申告書(様式第2号) 3 学業成績証明書 ※大学等への進学に対する思い・目標を書いてください。			
奨学金をもらってどういことを勉強したいのか、何のために進学するのか等、勉強に対する思い・目標について具体的に申請者本人が記入してください。			

※学業成績証明書は、必ず提出してください。(コピー不可)  
 ※課税証明書は、生計維持者(父母)それぞれについて提出してください。

《 記入例 》 世帯状況申告書

様式第2号 (第6条及び第15条関係)

世帯状況申告書

本人氏名 京丹後 二郎

氏名	年齢	続柄	職業 (勤務先、学校名・学年)	府民税	市民税
				所得割額	所得割額
京丹後 二郎	17	本人	京丹後高校 3年	0 円	0 円
京丹後 太郎	48	父	京丹後教育会社	62,000 円	93,000 円
京丹後 花子	40	母	京丹後塾	198,000 円	297,000 円
京丹後 春子	20	姉	京丹後専門学校 3年	0 円	0 円
京丹後 夏子	15	妹	京丹後高校 1年	0 円	0 円
京丹後 うみ	72	祖母	無職	0 円	0 円

世帯の構成

\* (母子(父子)家庭 ・ 長期療養 ・ 身体障害 ) 該当事項を○で囲ってください

奨学金申請理由

申請者(学生)が、自分(世帯)の**経済状況**について具体的に**自分で**記載してください。

学生が署名

申請者(学生)と同一世帯の人全員を記入  
※学生本人も含む

勤務先(会社名)を記入

生計維持者(父母等)の  
市府民税所得割額の金額を記入

該当する場合は○で囲う

奨学金が必要な理由を具体的に学生の自筆によって記入  
(家計の状況・どのように生計が苦しいのかについて詳細に記入)

### Ⅲ 共通事項

#### 「経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準

○生計維持者（父母又は父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の府民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額（生計維持者が複数の場合はそれぞれの所得割額を合算した額）と比較します。課税証明書に記載の「市民税」及び「府民税」のうち、それぞれの「所得割」の金額を確認してください。

【給付奨学金を申請する場合】 市民税所得割が0円であること。

【貸付奨学金を申請する場合】 下記表の基準額未満であること。

※19歳未満の扶養親族の人数で基準額が異なります。

#### 貸付奨学金における「経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準額一覧

	19歳未満の扶養親族の人数		市民税所得割額と 府民税所得割額とを 合算した額 (生計維持者の合算)
	うち16歳未満 (H20.1.2以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (H17.1.2～H20.1.1 生まれ)	
0人	0	0	212,400円未満
1人	0 1	1 0	
2人	0	2	229,200円未満
	1	1	
	2	0	
3人	0	3	212,400円未満
	1	2	222,000円未満
	2	1	238,800円未満
	3	0	255,600円未満
4人	0	4	214,800円未満
	1	3	231,600円未満
	2	2	248,400円未満
	3	1	265,200円未満
	4	0	282,000円未満
5人	0	5	224,400円未満
	1	4	241,200円未満
	2	3	258,000円未満
	3	2	274,800円未満
	4	1	291,600円未満
	5	0	308,400円未満

上記の基準額は、京都府高等学校等修学資金貸与実施要項を準用し、かつその基準額の概ね8割としています。（19歳未満の扶養親族の数が6人以上になるときの基準額は別に定めています。お問い合わせください。）



## 貸付奨学金 基準額の判定方法

例 学生本人（高校3年生 17歳）  
 父（所得あり、市民税所得割額：93,000円  
     府民税所得割額：62,000円）  
 母（所得あり、市民税所得割額：29,700円  
     府民税所得割額：19,800円）  
 姉（専門学校生 20歳）  
 妹（高校生 15歳）  
 祖母（所得なし 72歳）

- ① 課税証明書に記載されている、父と母の市民税所得割額及び府民税所得割額を合算します。  
 93,000円 + 62,000円 + 29,700円 + 19,800円 = **204,500円** . . . **B**
- ② 19歳未満の扶養親族の人数を確認します。  
 19歳未満の扶養親族は本人（17歳）・妹（15歳）の2人なので  
 基準表の2人の欄を確認し、  
 「16歳未満が1人、16歳以上19歳未満が1人」の該当の金額を確認します。

	19歳未満の扶養親族の人数		市民税所得割額 (生計維持者の合算)
	うち16歳未満 (平成20年1月2日 以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (平成17年1月2日～ 平成20年1月1日生まれ)	
1人	0	1	
	1	0	
2人	0	2	212,400円未満
	1	1	
3人	2	0	229,200円未満
	0	3	212,400円未満
	1	2	222,000円未満
	2	1	238,800円未満
	3	0	255,600円未満

← **A**

- ③ 基準未満であることを確認      **B : 204,500円 < A : 212,400円**

- 提出書類** ・ 申請書
- ・ 父の令和6年度課税証明書
  - ・ 母の令和6年度課税証明書
  - ・ 世帯状況申告書
  - ・ 本人確認の書類
  - ・ 申請者（学生）本人の在学証明書（給付奨学金のみ）
  - ・ 学業成績証明書（貸付奨学金のみ）

**課税証明書の手数料免除の申請方法**

証明書の手数料については、次の記入例のとおり記入いただき、併せて京丹後市奨学金の「申請書」を各市民局窓口でご提示いただくことで免除になります。

※申請時には、本人確認のために申請者本人の身分証明書を持参ください。(運転免許証など)

◀ 記入例 ▶ 税務証明交付・閲覧申請書

**税務証明交付・閲覧申請書**  
(京丹後市のかたは町名からお書きください)

京丹後市長 様 申請者 住所 大宮町口大野226  
令和6年6月14日 (窓口に来られた方) 氏名 京丹後 花子  
生年月日 S51年 8月 8日

必要な方の氏名	必要な方	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 ※以下の氏名 生年月日の記載は不要です。			
	(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 申請者以外の方 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	氏名	①	②	③	
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	
使用の目的	<input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 扶養家族認定 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園等 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 保証人 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 教育関係 <input type="checkbox"/> 福祉関係 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 登記申請 <input type="checkbox"/> 相続・贈与 <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 競売申立 <input type="checkbox"/> 訴訟申立 <input type="checkbox"/> 特定医療費 <input type="checkbox"/> 入管 (ビザ更新等) <input type="checkbox"/> 補助金関係 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (京丹後市奨学金申請)				
(該当番号に○をしてください)	税務証明の種類	種 類	種 別	年度 件数 金額	
		1 所得証明	ア.一般用 イ.児童手当用		
	2 課税証明	ア.簡易 イ.詳細	6 各1		
	3 非課税証明	(個人市府民税)			
	4 納税証明	ア.個人市府民税			
		イ.固定資産税			
		ウ.国民健康保険税			
		エ.滞納なし証明・滞納処分なし証明			
	オ.その他 ( )				
	5 住宅用家屋証明	ア.租特令第41条 イ.租特令第42条第1項			
6 固定資産評価証明	ア.土地 イ.家屋 ウ.両方				
7 固定資産公課証明	ア.土地 イ.家屋 ウ.両方				
8 奥書証明					
9 その他 ( )					
10 軽自動車税(種別割)納税証明	車両登録番号	京都 (所有者名) 京都 (所有者名) 京都 (所有者名)			
(該当番号に○をしてください)	閲覧の種類	種 類	関 覧	コピー枚数	備 考
	1	土地・家屋台帳			
	2	土地・家屋名寄帳			
	3	字限図			
	4	旧土地台帳附属図面			
5	その他 ( )				

\*\*\*\*\* 下記の欄は記入不要です。 \*\*\*\*\*

市役所記入欄	本人(申請者)確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特永証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 年手帳 <input type="checkbox"/> 障手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	証明	件	(内)	件	閲覧	件	軽自	件
	コピー	円	公用・免除	枚	郵便請求	円	交付者	
		円	モノクロ	枚				
			カラー	枚				
	合計							
	預							
	約							

奨学生の生計維持者(父母又は父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の住所、氏名、生年月日を記入

申請者と同様にチェック

「その他」にチェックし、「京丹後市奨学金申請」と記入

「2課税証明」「イ詳細」を選択し、年度に「6」、件数に「各1」を記入

## ★京丹後市奨学金（給付と貸付）の併給の注意事項★

京丹後市奨学金の給付奨学金と貸付奨学金（修学支援金）は、同一年度に両方を受けることは出来ませんので、支給年度と申請年度を確認のうえ手続きをしてください。

令和6年度に申請できる奨学金	同時に申請できる奨学金	留意事項
給付奨学金 (令和6年度給付) ※対象：大学生等	修学支援金（令和7年度貸付）	※給付期間は1年間です。引き続き給付奨学金を受けようとする場合は、毎年度申請が必要です。
入学支度金 (令和6年度貸付) ※対象：進学希望者		※入学支度金は、大学等入学前に1度だけ申請することが出来ます。すでに大学等に在学している学生は申請することはできません。  大学等入学後の令和7年度に給付奨学金を申請することはできません。(所得要件が異なります。)
修学支援金 (令和7年度貸付) ※対象：進学希望者	入学支度金（令和6年度貸付）	※令和7年度貸付分の修学支援金に決定された場合、令和7年度給付奨学金を申請することはできません。

## ＜参考＞ ☆全体の流れ☆

